

# 大分県報

平成二十九年

第二九二八号

十月二十七日

（金曜日）

## 目次

### 告示

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	一
道路区域の変更（二件）	一
道路の供用開始（二件）	三
都市計画事業の認可	三
基本測量の実施	三

### ○告示

大分県告示第六百六号	
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。	
平成二十九年十月二十七日	
大分県知事 広瀬貞	
一 申請のあつた年月日	
平成二十九年十月十六日	
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称	
特定非営利活動法人 三色すみれ	
三 代表者の氏名	
安東 晃	
四 主たる事務所の所在地	
白杵市芋地一組	

### 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や生活困窮者及び近隣地域に在住する人々に対して、福祉や健康に関する事業を行うと共に地域の資源を活用した事業を行い、福祉の増進や地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 大分県告示第六百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年十月二十七日

大分県知事 広瀬貞

- 一 変更申請のあつた年月日  
平成二十九年十月十一日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 福祉支援センター森
- 三 代表者の氏名  
中山 俊一
- 四 主たる事務所の所在地  
大分市大字森町五十一番地の五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日常生活において、さまざまな不自由を感じている高齢者や障害者に対して、生活全般にわたる支援活動に関する事業を行い地域住民、高齢者及び障害者が楽しくふれあうことの出来る場の提供を行い地域に貢献できるように支援事業を行い社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更  
公告の方法の変更

### 大分県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年十月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二 一三号	杵築市大字符宿字鉦田一一〇八番九から 杵築市大字符宿字鉦田一〇九二番一九まで	後	一四・二 〽 九・八	一一二・六
	杵築市大字符宿字原九四二番三から 杵築市大字符宿字鉦田一一二二番五まで	前	三三・〇 〽 九・六	六七九・八
県道山香院 内線	杵築市大字符宿字鉦田一一二二番七まで	後	三六・六 〽 一一・二	六七九・八
	杵築市山香町大字日指字尾鼻九五八番四から 杵築市山香町大字日指字尾鼻九五六番三まで	前	六・六 〽 五・二	一一二・一
大分県告示第六百九号	杵築市山香町大字日指字尾鼻九五八番四から 杵築市山香町大字日指字尾鼻九五六番六まで	後	一七・四 〽 一二・二	一〇九・六

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年十月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三 八七号	玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五三番三から 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五〇番五まで	前	二一・〇 〽 一八・一	メートル 五五・〇
	玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三七三番七まで	後	三六・一 〽 一八・八	五五・〇
県道玖珠山 内線	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番二から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで	前	一六・二 〽 一〇・〇	九〇・〇
	玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで	後	一九・六 〽 一〇・〇	八六・七
県道川上玖 珠線	玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四二番五から 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番四まで	前	一二・八 〽 八・九	一〇五・三

大分県告示第六百十号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道二二三号 県道山香院内線	供用開始区間 杵築市大字狩宿字鉦田一一〇八番九から 杵築市大字狩宿字鉦田一〇九二番一九まで 杵築市山香町大字日指字尾鼻九五六番六地内
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四二番六から 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番八から 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番七
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五三番三から 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五〇番五まで 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番八から 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番七
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五三番三から 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五〇番五まで 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番八から 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番七
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五三番三から 玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五〇番五まで 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番八から 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三三七三番七
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

大分県告示第六百十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成二十九年十月二十七日	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名 一般国道三三八七号 県道玖珠山国線	供用開始区間 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五まで
供用開始年月日 平二九・一〇・二七	供用開始年月日 平二九・一〇・二七

平成二十九年十月二十七日

大分県報（公告）

四

交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十九年十月二十七日

大分県知事 広瀬 貞

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）

二 作業の地域

大分市

三 作業の期間

平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで